

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	枚方市 特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当支給事務 基礎項目評価

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、特別障害者福祉手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当支給事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

枚方市長

## 公表日

平成31年3月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当支給事務
②事務の概要	<p>・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障害児福祉手当、特別障害者手当の支給に関する事務を行う。</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①障害児福祉手当又は特別障害者手当認定請求書の受理、認定、認定結果の通知 ②障害児福祉手当所得状況届又は特別障害者手当所得状況届の受理、内容の審査、審査結果 ③氏名、住所変更届の受理、内容確認、台帳登録 ④障害児福祉手当資格喪失届又は特別障害者手当資格喪失届の受理、喪失通知書の交付 ⑤福祉手当所得状況届の受理、内容の審査、審査結果の通知 ⑥福祉手当資格喪失届の受理、喪失通知書の交付</p>
③システムの名称	障害福祉システム、庁内連携システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)
2. 特定個人情報ファイル名	
特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法別表第1の47の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第38条)</p> <p>・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する法別表第2の67、68、85の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条、38条の2、43条の3の2)</p> <p>・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の69の項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>【照会】</p> <p>・番号法別表第2の67、68、85の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条、38条の2、43条の3の2)</p> <p>・同表の69の項</p> <p>【提供】</p> <p>・同表の26、56の2、85、87の項(同命令19条、30条、第43条の3の2、44条)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 障害福祉室
②所属長の役職名	障害福祉室課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 福祉部 障害福祉室

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検 [ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	I. 5. ②所属長	川口 哲治	三谷 幸生	事後	
平成29年7月14日	II. 1. いつ時点の計数か	平成26年10月31日	平成29年6月1日	事後	
平成29年7月14日	II. 2. いつ時点の計数か	平成26年10月31日	平成29年6月1日	事後	
平成29年7月14日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 第9条第1号 別表第一の47の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第38条	・番号法別表第一の47の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第38条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第二の67、68、85の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条、38条の2、43条の3の2) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第二の69の項	事後	
平成29年7月14日	I 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・情報照会 番号法 別表第二の67、68、85の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 38条 ・情報提供 番号法 別表第二の26、56の2、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第30条、第44条	【照会】 ・番号法別表第二の67、68、85の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条、38条の2、43条の3の2) ・同表の69の項  【提供】 ・同表の26、56の2、87の項(同命令第19条、30条、44条)	事前	
平成29年7月14日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 福祉部 障害福祉室	事後	
平成30年6月28日	I 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【照会】 ・番号法別表第二の67、68、85の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条、38条の2、43条の3の2) ・同表の69の項  【提供】 ・同表の26、56の2、87の項(同命令第19条、30条、44条)	【照会】 ・番号法別表第二の67、68、85の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条、38条の2、43条の3の2) ・同表の69の項  【提供】 ・同表の26、56の2、85、87の項(同命令19条、30条、第43条の3の2、44条)	事前	
平成30年6月28日	II. 1. いつ時点の計数か	平成29年6月1日	平成30年6月1日	事前	
平成30年6月28日	II. 2. いつ時点の計数か	平成29年6月1日	平成30年6月1日	事前	
平成31年3月29日	I. 5. ②所属長	障害福祉室課長 三谷 幸生	障害福祉室課長	事後	
平成31年3月29日	II. 1. いつ時点の計数か	平成29年6月1日	平成31年1月1日	事後	
平成31年3月29日	II. 2. いつ時点の計数か	平成29年6月1日	平成31年1月1日	事後	
平成31年3月29日	IV. リスク対策		1、提出する特定個人情報保護評価書の種類 【基礎項目評価書】 2、特定個人情報の入手 目的外の入手が行われるリスク対策は十分か 【十分である】 3、特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か 【十分である】 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か 【十分である】 4、特定個人情報ファイルの取扱い委託 【○】委託しない 5、特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分 【十分である】 6、情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 【十分である】 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か 【十分である】 7、特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か 【十分である】 8、監査 実施の有無 【○】内部監査 9、従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 【十分行っている】	事後	